令和８年１０月
静岡県立小笠高等学校

# 学校いじめ防止基本方針

## 第1章　いじめの防止等の基本的な考え方

(1)いじめ防止の基本理念（「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針）による）

◆ こどもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。

◆ こどもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。

◆ 県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

(2)いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」による）

> 第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
> ２　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
> ３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

いじめの具体例

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと､危険なことをされたり､させられたりする
・インターネットを介して、誹謗中傷や嫌なことをされる
・卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・作成・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる等

## 第2章　いじめ防止等に対する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。生徒は特に多感な思春期の３年間を過ごします。その間に仲間から受ける「いじめ」は、その生徒の内面を深く傷つけるのみならず、その後の健全な人間形成の妨げとなり得ます。

本校は「県内屈指の授業科目数を誇る総合学科高校として、校訓「至誠実行」のもと、生徒一人ひとりのニーズに対応した授業や、充実した探究的な学習・課題解決型学習を通して、地域の未来を支え貢献しようとする人材の育成を目指す」ことをスクール・ミッシ

ョンとしています。また、スクールポリシーの中で、「自分の意思を伝えることができる生徒」、「目的を他と共有する事ができる生徒」、「多様なかかわりを大切にすることができる生徒」という「発信力」、「協働力」、「受容力」を高められるように教育活動に積極的に取り組んでいます。

生徒が正しく「いじめ」を理解するのと同時に、互いの個性や違いを認め合い、よりよい人間関係をつくることができるように、静岡県立小笠高等学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定します。全教職員はこの方針に沿って、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうる」といった意識を生徒・保護者・地域・関係機関等と共有し、いじめ防止に取り組みます。

## 第3章　学校いじめ対策組織（いじめの相談・通報窓口であることも記載）

(1) 名称

いじめ防止対策委員会

(2) 構成員

委員長　校長

委　員　副校長、教頭、生徒課長、年次主任、生徒相談室長、養護教諭、担任

(3) 役割

ア　いじめの未然防止

イ　いじめの早期発見

ウ　いじめが発生した場合の速やかな対応

エ　教職員の資質向上のための校内研修の企画と実施

オ　いじめ防止のための取組年間計画の作成と実施

カ　各取組の進捗状況と有効性の確認

キ　学校いじめ防止基本方針の検証と見直し

## 第4章　いじめの未然防止のための取組

「いじめが発生しにくい学校風土」を作るために、生徒が自己肯定感を高めるとともに、互いの個性を認め合い、安心して自分を表現できる集団づくりを図ります。また、他者とのかかわり合いや自主的な活動を通して、規範意識を高めます。

(1) 自己有用感を高め、心身ともに健康な生徒を育成する。

ア 特別活動等を通じて、生徒の自己有用感を高める教育活動を推進する。

イ 学校生活のルールを守り、正しい判断・行動をとれるようにする。

ウ 悩みを抱えた生徒が相談しやすいように、相談室の運営を充実させる。

(2) 学校行事、部活動等の充実を図り、豊かな感性や表現力を育てる。

ア 部活動や読書を通して心身の成長を図り、豊かな感性や徳のある人間性を育む。

イ 魅力ある学校行事を運営し、学校生活の満足度を高める。

(3) 地域社会や産学官の連携を推進する。

ア 地域、企業、大学、研究機関等と連携し、積極的に社会に関わる意識を醸成する。

イ 保護者や地域と連携し、いじめ防止に対する協力の強化をはかる。

(4) 情報モラル教育を推進する。

ア 教科「情報」等において、情報リテラシーやモラルについて学ぶ機会を提供する。

イ ＳＮＳの安全な使用について十分な情報を提供し、日常的な指導を行う。

(5) 教職員の資質向上に努める。

ア 校内研修や職員会議において、生徒理解のための研修を行う。
イ 具体的な事例をもとに、事案対処のための研修を行う。
ウ 特別な配慮を要する生徒を把握し、生徒の特性を踏まえた適切な支援や指導を日常的及び組織的に行う

## 第5章　いじめの早期発見に向けての取組

いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えます。いじめの存在を把握しなければ対応することができません。出来る限り初期の段階で認知し対応するために、早期発見のための取組やいじめを訴えやすい環境の整備に努めます。

(1) いじめ早期発見の手立て

ア 教職員はホームルームや部活動等の教育活動を通し、日常的に生徒を観察する。
イ 学校生活アンケート等を定期的に行い、複数の目で状況の把握を行う。
ウ 定期的な面談等を通し、生徒理解に努め、信頼関係を構築する。
エ 教育相談室やスクールカウンセラー等との連携を積極的に進める。
オ 教職員は日頃から保護者や地域との良好な人間関係を構築し協力体制を確立する。
カ 必要に応じて外部専門機関等と連携し、情報収集に努める。

(2) いじめを訴えやすい環境の整備

ア 日頃から生徒や保護者と良好な人間関係を維持する。
イ 生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止める。
ウ 担任だけでなく、管理職、生徒相談室担当、養護教諭、スクールカウンセラーなど、複数の相談窓口を整備し、生徒と保護者に相談方法も周知する。
エ 関係機関（こころの相談窓口、子ども若者相談センター、静岡県警察少年サポートセンター、医療機関等）の存在や相談方法、連絡先等を掲示物及び配布物等により生徒と保護者に周知する。

## 第6章　いじめ防止等のための年間計画（予定）

| 時期 | 活動内容 | 対象 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 生徒 | 教職員 | 保護者等 |
| 4月 | ・いじめ対策防止委員会（今年度の方針確認） | ○ | ○ | ○ |
| | ・「学校いじめ防止基本方針」の周知 | ○ | ○ | ○ |
| | ・相談窓口と相談方法の周知 | ○ | | |
| | ・こころの健康状態調査① | ○ | ○ | |
| | ・情報モラル講座 | ○ | | |
| 5月 | ・面接週間 | ○ | ○ | |
| | ・３年次 HR 懇談会 | | ○ | ○ |
| | ・教育相談連絡会 | | ○ | |
| 6月 | ・鶴ヶ丘祭 | ○ | ○ | |
| | ・学校運営協議会 | | ○ | |
| | ・１年次 HR 懇談会 | | ○ | ○ |
| | ・体罰セクハラアンケート① | ○ | | ○ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 7月 | ・２年次 HR 懇談会<br>・保護者面談 | <br>○ | ○<br>○ | ○<br>○ |
| 9月 | ・１年次保育実習<br>・２年次修学旅行 | ○<br>○ | | |
| 10月 | ・いじめ防止対策委員会（前期の状況確認と後期の計画）<br>・こころの健康状態調査②<br>・体育大会<br>・教育相談連絡会 | <br>○<br>○ | ○<br><br>○<br>○ | |
| 11月 | ・面接週間 | ○ | ○ | |
| 12月 | ・体罰セクハラアンケート② | ○ | | ○ |
| 1月 | ・課題研究発表会 | ○ | ○ | |
| 2月 | ・学校運営協議会 | | ○ | |
| 3月 | ・避球大会<br>・いじめ防止対策委員会（今年度の反省と次年度の計画） | ○ | ○<br>○ | |

＊いじめ防止対策委員会はいじめの疑いの報告を受けた際にはすぐに開催する

第7章　いじめへの適切な対応

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、教職員は速やかに、いじめ防止対策委員会に報告し、学校の組織的対応につなげる。

いじめ防止対策委員会では、生徒からの聞き取り、聞き取り後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。

なお、委員長（校長）は県教育委員会高校教育課指導班に状況を随時連絡し、連携して対応を図り、報告書の提出を行う。

いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置をいじめ防止対策員会で決定するが、警察との連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

いじめを行った生徒や周りの生徒に対しては、いじめをやめさせ再発を防止し、当該生徒の人格の成長を促すために、組織的な指導や助言を継続的に行う。３カ月を目途にいじめの解消を確認する。

心のケアにも配慮し、必要ならばスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家の助言やカウンセリングなどの対応がとれるようにする。場合によっては、被害者や被害者の保護者の意向に沿って、医療機関との連携を進める。

対応フロー図

いじめの疑い・通報・発見
・いじめの現場の発見　　・日常の観察（「サイン」や「変化」）
・本人や保護者からの相談　　・目撃した生徒からの情報提供

報告　「発見者・担任・相談室」→「年次主任」→「生徒課長」→「管理職」

招集

いじめ防止対策委員会

◇メンバー
校長、副校長、教頭、生徒課長、年次主任
生徒相談室長、養護教諭、担任

助言　【外部の専門家】
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・スクールロイヤー　など

情報収集（聞き取り）・安全の確保
■予断を挟まず丁寧に聞く
■できる限り多くの情報
■聞き取る内容　・いつ　・どこで　・誰が　・何を　・どのように

必ず複数の職員で対応

【聞き取りの際の注意事項】
① 生徒が安心して話せる人や場所に配慮する
② 関係者からの情報に食い違いがないか確認する
③ 情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う
④ 詳細かつ正確に記録を残す。記録者の主観や憶測は排除する。

保護者
教育委員会
警　察
医療機関

報告と情報共有
■聞き取った内容の整理、記録
■決定した対応方針の共通理解

対応方針の決定
■心のケア
■関係者の指導・支援
■保護者との協働

いじめの解消に向けた指導・支援

いじめが解消している状態
① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３か月を目安）
② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

第8章　　重大事態への対処

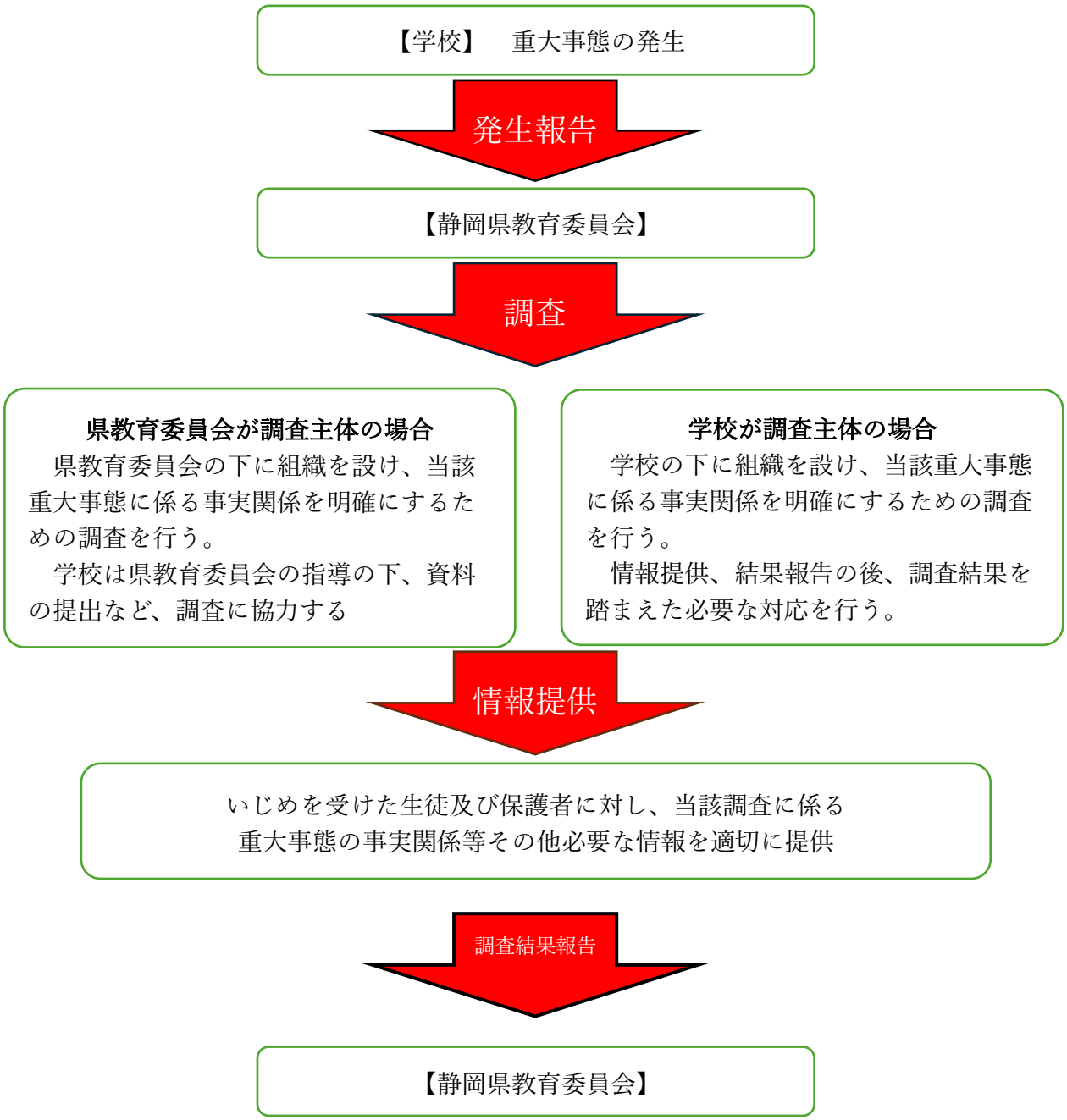
(1)重大事態とは　「いじめ防止対策推進法」第 28 条

　ア　いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

　イ　いじめにより相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

※相当の期間とは、年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

(2)重大事態への対応



附則　この方針は平成３１年４月１日公布とする。
　　この方針は平成３１年４月１日施行とする。
　　この方針は令和８年１０月１日全面改訂し施行とする。